公益社団法人一宮青年会議所

定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会議所は、公益社団法人一宮青年会議所(英文名 Junior Chamber International Ichinomiya)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所の主たる事務所は、愛知県一宮市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、青年の強い絆と信頼で結ばれた情熱をもって、地域社会・経済・文 化の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発を通して、明るい豊かな社会の実現に 向け、国家及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会議所は、前条の公益目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 児童又は青少年の健全な育成に寄与する事業
 - (2) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備・改善に寄与する事業
 - (3) 地域社会の健全な発展に寄与する事業
 - (4)公正かつ自由な経済活動の機会の確保、促進、活性化による国民生活の安定向上 に寄与する事業
 - (5) 国際相互理解の促進、経済協力等国際社会への貢献に寄与する事業
 - (6) 国政の健全な運営の確保に資する事業
 - (7) 指導力啓発の知識及び教養の修得と向上、能力の開発を利する事業
 - (8) その他公益目的を達成するために必要な事業
 - 2. この法人は公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。
 - (1) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所並び にその他諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
 - (2) 諸会議・諸大会の開催
 - (3) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業
 - 3. 前2項の事業については、愛知県一宮市及びその周辺において実施する。

(運営の原則)

- 第5条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行 わない。
 - 2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第2章 会員

(会員の種別)

- 第6条 本会議所の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員
 - (2) 特別会員
 - (3) 名誉会員
 - (4) 賛助会員

(正会員)

- 第7条 愛知県一宮市及びその近郊に居住又は勤務する満25才以上満40才未満の品格 ある青年で、本会議所の目的に賛同し、理事会において入会を承認された者を正会員 とする。但し、事業年度の途中において満40歳に達した場合は、その事業年度の終 了まで正会員としての資格を有するものとする。
 - 2. 他の青年会議所の正会員である者は、本会議所正会員の資格を有しない。

(特別会員)

第8条 満40才に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする者は理事会の承認をもって特別会員となることができる。

(名誉会員)

- 第9条 本会議所に功労のあった者は、理事会の承認をもって名誉会員となることができる。 (賛助会員)
- 第10条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体は、理事 会の承認をもって賛助会員となることができる。

(会員の権利)

第11条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第12条 本会議所正会員は、法令に定めるもののほか、本定款その他の規程を遵守し、本 会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入 会)

- 第13条 本会議所の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理 事会の承認を受けなければならない。
 - 2. 前項に定めるもののほか、入会に関する事項は、総会の決議により別に定める会員資格規程による。

(入会金及び会費等)

- 第14条 会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、定められた入会金及び会費を所定の期日までに納入しなければならない。
 - 2. 入会金及び会費等に関する事項は、総会の決議により別に定める会員資格規程による。
 - 3. 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(休 会)

- 第15条 正会員が、やむを得ない事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を 得て、休会することができる。
 - 2. 前項に定めるもののほか、休会に関する事項は、総会の決議により別に定める会員資格規程による。

(会員資格の喪失)

- 第16条 本会議所の会員は次の事由により、その資格を失う。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 除名されたとき。
 - (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4)解散したとき。
 - (5) 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (6) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (7)総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第17条 本会議所を退会しようとする正会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

- 第18条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の議決権 数の4分の3以上の議決により除名することができる。
 - (1) 本会議所の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
 - (2) 本会議所の目的に違反する行為があったとき。
 - (3) 本会議所の秩序を乱すような行為があったとき。
 - (4) 会費を著しく滞納したとき。
 - (5)総会、例会及び委員会への出席を著しく怠ったとき。
 - (6) 本定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。
 - (7) その他、除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名をする旨を通知し、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

3. 第1項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第19条 会員が第16条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 2. 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその 他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

- 第20条 本会議所に次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以上4名以内
 - 2. 理事のうち1名を理事長、3名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3. 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専 務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4. 本会議所の役員は正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りではない。 (役員の資格及び選任)
- 第21条 理事及び監事は、役員選出総会又は臨時総会の決議によって選任する。ただし、 理事候補者及び監事候補者の選定にあたっては、総会の決議により別に定める役 員選出規程による。
 - 2. 理事長、副理事長及び専務理事は、総会の決議によって理事の中から選任する。 ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により別に定める役員選出規程により理事長候補者を選出し、総会において当該候補者から選定する方法によることができる。
 - 3. 監事は、本会議所の理事又は委員会の構成員となることができない。
 - 4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で 定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。 監事についても同様とする。
 - 5. 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の任期)

第22条 理事として選任された者は、選任された年の翌年の1月1日に就任し、その年の

- 12月31日に任期が満了する。
- 2. 監事として選任された者は、選任された年の翌年の1月1日に就任し、選任された年の翌々年の12月31日に任期が満了する。
- 3. 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、総会の決議により、前任者の残任期間とすることができる。
- 4. 第20条第1項に定める役員の定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の辞任及び解任)

- 第23条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。
 - 2. 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において総正会員の議決権数 の4分の3以上の議決により解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。
 - 3. 前項第2号の規定により解任しようとする場合は、当該役員に予め通知するとと もに、解任決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければなら ない。

(理事の職務権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を 決定する。
 - 2. 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
 - 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ理事会にて定めた順位に従いその業務執行に係る職務を代行する。
 - 4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を総括処理し、理事長及び副理 事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 5. 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、 自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
 - 2. 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求めたり、本会議所の業務及び財産の状況を調査したりすることができる。
 - 3. 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(監事の理事会への報告義務)

第26条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認める とき、又は法令若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実がある と認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

(監事の理事会への出席義務等)

- 第27条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 2. 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 3. 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事の総会に対する報告義務)

第28条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料 を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは本定款に違反し、 又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなけ ればならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第29条 監事は、理事が本会議所の目的範囲外の行為その他法令若しくは本定款に違反 する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為に よって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当 該行為をやめることを請求することができる。

(責任の免除)

第30条 本会議所は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬等)

- 第31条 役員は無報酬とする。
 - 2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3. 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第4章 総 会

(総会の構成)

第32条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会の種類)

- 第33条 本会議所の総会は、定時総会、役員選出総会及び臨時総会の3種類とする。
 - 2. 前項の定時総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

- 第34条 定時総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
 - 2. 役員選出総会は、毎年12月に1回開催する。
 - 3. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が必要である旨決議したとき。
 - (3)総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の 理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

(総会の招集)

- 第35条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。
 - 2. 理事長は前条第3項第2号及び第3号に規定する場合にあっては、遅滞なくその 決議又は請求のあった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しな ければならない。
 - 3. 総会の招集は、総会の目的たる事項及びその内容、日時及び場所を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、開催日の10日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第36条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した正会員がこれに当たる。

(総会の定足数)

第37条 総会の定足数は総正会員の2分の1とする。

(総会の決議)

第38条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項を除き、 出席正会員の有する議決権の過半数をもって決する。この場合において、議長は会 員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の場合は議長の決すると ころによる。

(議決権)

- 第39条 正会員は、それぞれ1個の議決権を有する。
 - 2. やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、予め通知された事項について、他の出席正会員を代理人として議決を委任することができる。 この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の決議事項)

- 第40条 次の各号に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
 - (3) 事業報告及び会計報告(収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対

照表) の承認

- (4)役員の選任又は解任
- (5) 顧問及び相談役の選任
- (6) 入会金及び会費の額の決定又は変更
- (7) 会員の除名
- (8) 本会議所の解散及び残余財産処分
- (9)会員の資格及び役員の選出に関する規程並びに資金の運用に関する規程の決定、変更及び廃止
- (10) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (11)役員の報酬の額又はその規程
- (12) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (13) その他特に重要な事項

(総会の議事録)

- 第41条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2. 議事録には、議長及び出席した正会員を代表する者のうちからその会議において 選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
 - 3. 総会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

- 第42条 本会議所に理事会を置く。
 - 2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の種類)

第43条 本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

(理事会の開催)

- 第44条 定例理事会は、毎月1回開催する。
 - 2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 第27条第2項又は第3項に定めるとき。
 - (3) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第45条 理事会は、本定款に定めるもののほか、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって 招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があっ た日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。
- 4. 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対し通知を発しなければならない。
- 5. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第46条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名する理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第47条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。 (理事会の決議)

- 第48条 理事会の決議は、本定款に定めるもののほか、議決に加わることができる出席理 事の過半数をもって決する。この場合において議長は、理事として議決に加わる権 利を有しない。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 2. 特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の権限)

- 第49条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の各号に関する職務を行う。
 - (1)総会の決議した事項の執行
 - (2)総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (3) 規程及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
 - 2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び本定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
 - (6) 第30条の責任の免除

(報告の省略)

- 第50条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
 - 2. 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第51条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印しなければならない。
 - 2. 理事会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 例会

(例会)

- 第52条 本会議所は、毎月1回以上例会を開催する。
 - 2. 例会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

第7章 室及び委員会・局

(室及び委員会・局の設置)

第53条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究し、又は実施するために、 理事会の決議により、室及び委員会・局を置くことができる。

(室及び委員会・局の構成)

- 第54条 室は室長及び委員会・局によって構成する。
 - 2. 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。
 - 3. 局は、局長1名とする。必要に応じて局次長若干名を加えて局を構成することができる。
 - 4. 室長及び委員長・局長は、理事のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。 委員及び局次長は、正会員のうちから理事会の承認を得て委員長及び局長が任命する。

第8章 事務局

(事務局)

- 第55条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2. 事務局に関する規程は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

第9章 会 計

(事業年度)

- 第56条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。 (資産の構成)
- 第57条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 会費
 - (2) 入会金
 - (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入

(経費の支弁等)

第58条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(会計区分)

第59条 本会議所の会計は、理事会の決議により別に定める経理規程による。

(事業計画及び収支予算)

- 第60条 本会議所の事業計画及び収支予算については、理事長が作成し、理事会の決議 を得た後、毎事業年度開始の日の前日までに総会の承認を得なければならない。これ を変更する場合も、また同様とする。
 - 2. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、また同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第61条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2. 本会議所は、法令の定めるところにより、前項の承認後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。
 - 3. 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第62条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償

還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。また、重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、また同様とする。

(資産の団体性)

第63条 本会議所の会員は、その資格を喪失した場合において、本会議所の資産に対し、 いかなる請求もすることができない。

(会計原則)

- 第64条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣例に従うものとする。
 - 2. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の 取扱いについては、総会の決議により別に定める特定費用準備資金及び資産取得資 金の取扱規程による。

第10章 管 理

(備付け帳簿及び書類)

- 第65条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 2. 次の書類を主たる事務所に、5年間備え置き一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 理事及び監事の名簿
 - (2) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (3) 財産目録
 - (4)役員の報酬規程
 - (5) 事業計画書及び収支予算書
 - (6) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (7) 監査報告
 - (8) 運営組織及び事業活動の状況の概要に関する数値のうち、重要なものを記載した書類
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
 - 3. 理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。

(関係書類の閲覧)

- 第66条 会員は、前条の書類の閲覧をいつでも求めることができる。
 - 2. 理事長は、会員が前条の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第67条 本会議所は、公正で開かれた活動を邁進するため、その活動状況、運営内容、

財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第68条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
 - 2. 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第69条 本会議所の公告は、電子公告による。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第70条 本定款は、総会において総正会員の議決権数の3分の2以上の議決により変更 することができる。

第13章 合併及び解散

(合併等)

第71条 本会議所は、総会において総正会員の議決権数の3分の2以上の議決により他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第72条 本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号・第2号及び第4号から 第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権数の4分 の3以上の議決により解散することができる。

(清算人)

- 第73条 前条の事由によって解散する場合、清算人はその総会においてこれを選任する。
 - 2. 清算人は、就任の日より清算事務を行い、総会の決議を得て残余財産について の処分の方法を定めなければならない。

(解散後の会費)

第74条 本会議所は、解散後であっても総会の決議を得て、その債務を完済するに必要な限度において会費を徴収することができる。

(残余財産の処分)

第75条 本会議所が、解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において、 総正会員の議決権数の4分の3以上の議決により、本会議所と類似の事業を目的と する他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第76条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 雑 則

(委 任)

第77条 本会議所は、本定款の運用を円滑にすすめるため、本定款に定めるもののほか、 理事会の決議を経て、施行に関する規程等を定める。

(顧問)

- 第78条 顧問及び相談役は、理事会においてこれを推薦し、総会の決議を経てこれを委嘱 する。
 - 2. 顧問及び相談役は、無報酬とする。

附則

1. この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月 二日法律第四十九号)第4条に定める公益認定の日から施行する。